

山村国際高等学校賛助会会則

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は山村国際高等学校賛助会と称し、事務局を山村国際高等学校（埼玉県坂戸市千代田1-2-23）に置くものとする。

第2章 目的及び事業

- 第2条 本会は、山村国際高等学校の発展に寄与すると共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 山村国際高等学校の各周年事業に対する賛助。
 2. 山村国際高等学校の卒業生保護者に対する広報、山村国際高等学校後援会・育成会では補えない事業その他に関すること。
 3. 会員相互の親睦に関すること。

第3章 会員

- 第4条 本会の会員は、山村国際高等学校卒業生の保護者並びにこの会の趣旨に賛同する者とする。
- 第5条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 幹事 若干名
 4. 理事 若干名
 5. 監事 若干名
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 幹事はこの会の事務及び経理を担当する。
 4. 理事は理事会において、予算案の作成及び決算並びに各種事業の企画運営にあたる。
 5. 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 第8条 役員の選出方法は次のとおりとする。
1. 会長、副会長及び監事は、理事会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。
 2. 理事は、年次別に1名を選出する。
 3. 幹事は、会長が委嘱する。
- 第9条 役員の任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会で推薦し、総会の承認を得る。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第12条 理事会は本会の役員をもって構成する。

第13条 総会は、毎年1回開催し、次の事項について審議し、議決する。ただし、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

1. 予算、決算及び事業の計画・実施に関する事項。
2. 役員の承認に関する事項。
3. 会則の改正に関する事項。
4. その他必要な事項。

第14条 理事会は、必要に応じて開催するとともに、緊急事項について協議決定することができる。緊急に理事会を開くことができないときは、会長・副会長の協議によって決定することができる。ただし、後に理事会の承認を得るものとする。

第15条 会議は会長が召集し、会議の議長は原則として会長がこれにあたる。

第16条 会議の議決は、すべて出席会員過半の多数決による。

第6章 会計

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第18条 会費は、会員1人につき年額3,000円とする。

ただし、会長が必要と認めた場合は減免または免除することができる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 賛助会慶弔旅費規程については別に定める。

附則 この会則は平成25年2月26日から施行する。

この会則は平成25年5月25日から施行する。

この会則は平成27年7月11日から施行する。

この会則は令和6年4月1日から施行する。